

述懷

河毛 勘

○一貫流第八世

弓道範士

述懐について

河毛先生著述懐は松森武治郎氏発行の弓書に蔵せられ
居たるを本書に収録せしものなり

一中弓道班員たるもの

必ず読め！

(註) 書中の冥途の矢は極秘なり

歌の意味を後輩研究せよ

文中二一貫流ノ歴史有り！

本活字版の出典は上記を収録する『光尖』。これを安岡信義氏所蔵の同書（河毛先生直本の写本）にて校正を行った。(2002/06/12)

述懐

大日本武徳会範士 河毛 勘

一、旧藩政時代は当藩に於ても武術盛んに行はれ、弓馬槍劍薙刀居合鉄砲柔躰何れの術も数流派ありて、其の師範家も各流を通じては数十家あり。これが中に真理と派出の伝家ありとす。又、門風ありて門人の風俗も一定せざれとも大同小異のみ。愚老は一貫流の門に入りて其の道を練習したれども性質鈍愚にして其学成らず。又、躰格も虚弱なるが故に技術も其極に達せず。然れども熱心の結果、数種の武術免許を受く。これ実に僥倖うちはいさひたり。而して齡既に七十餘四歳で惟これみるに、一貫流の教育を受けしものにて現今生存せるものは愚老一人のみ已なれば、黙止して当流の主意を断絶せんより、寧口其主意に愚意をも述べ置けば、若しや後年、諸流の教育方を知覚せんと志す人あらば参考の一助ともならんか。と不文なるをも、人の嘲けらんをも顧みず、左の如く述べ置く事とせり。

一、一貫流は武術を教習すると共に故実を講習するを本意とす。故実と武術は車の両輪の如しとすればなり。武術を練習するは、期に当って勇をなさんと欲するがためなり。故実の講習するは、弓矢の道に入りて精神を修めんと欲するがためなり。然らざれば

武術は熟達すると雖も死生節義に当らず、武の本分を謬ることなきにしもあらず。いえど
只、武器を己が欲する俛に自由自在に使用する迄にてはまで 翫弄遊技の業に似たり生得、*1 がんろう
或は血氣の勇を勇士とせんが然らず。只事に勇猛なるを勇士とすれば、或は樵夫山
賤が深山幽谷に入りて、断崖絶壁に架したる丸木橋等を渡りて事ともせず、又漁夫の
暴風逆浪を恐れ戦うの色なき類も勇なるべし。然れどもこれ等の勇は事に馴れ得て勇
なるのみ。又斬り取り強盗も勇なり。勇にあらざれば成し得べからず。然れどもこれ
等の勇は匹夫の勇にして武士の勇にあらず。武士の勇とするところは、至誠以て神を
敬し無我にして三恩を報するの行為ありて、大敵を恐れず、小敵を侮らず、威武に
屈せず、常住坐臥不義の利益に移らず、変に臨んで動揺せざる。これ等を正道の勇
とす。彼の匹夫の勇にては、己が欲望を恣ひままにせんほしと利を貪りてなすことなれ
ば、其勢ひ盡き、其力極りなば、手を翻すより速かに屈すべきこと疑なし。正道
の勇は其道によりて尽す所なれば、其道を鍛錬するの必要あり。この道を鍛錬せんが
ために弓矢神の御神慮を尊崇するものなり。この御神慮に原づき上古より近古を通し、
名君名将忠臣義士等の事跡に顧み、古武器の良否を鑑み、信念するところに精神を
修めんとす。これ弓矢神を尊仰し故きを温ねんとするの原素なり。然れども故きを

*1
ただなぐさみの
為にする技の事

温ねこれに固着して時世を察せず、故事を強ひて励行せんとするは頑愚がんぐの至りなり。故事を時世に応用して国家の爲めに盡さんとするを故実の本旨とす。斯の如き理由なるが故に一貫流の主意を述べんとすれば、武術已にあらず故実も伴ふが故に左の如く云はざるを得ず。後進の諸子是を斟酌しんしゃくせよ。

一、弓矢の道は二云ふ迄もなく上古の武士道、言を換かゆれば大和魂にして、これを鎌倉に覇府を開かれし以来、代々武事を職掌とする家を弓矢の家と云ひ、弓矢の家に生るるもの守るべき道を弓矢の道と云ふに至りしものなるべし。故に弓矢の道と云ふも武士道と云ふも同一なり。但し弓矢の家の名称は頼朝より以前、千晴千常等の時代に起りしと云ふ説あれども、愚者が信ずるところは千晴千常等の時代に弓矢の家と称せんは自己的に名称する迄にて公然の名称にあらずして、只武士と云ふか本意ならんか。頼朝は後世の征夷大將軍にて武家と云ふ一家起り。従つて弓矢の家の名称起りしと共に弓矢の道の称号も起りしものならん。これ等の理由は儒士に就いて確かむるに非ざれば詳つまびらかにしがたし。然れども当流の主意を述ふるに必要なければこの俚にお摺おけり。

一、一貫流は各種武術共弓矢の道に入りて精神の修養を第一とす。弓矢の道は武士道にし

て即ち大和魂と云ふも同一なれば、国民一般に履行すべき大道なり。武士たるものは本務として斯道を研究履行し、万民を斯道に誘導すべき責任あるものとす。この道を履行するは無我なるに在り。元来この身軀は天地陰陽、或は云ふ地水火風の作用なるも父母の氣血を受けざれば生育するものに非ず。然ればこの身は親の血液の分れによつて軀をなしたるものなり。この身軀に宿りたる靈或は天津神の賜ものなり。若し靈或は血液を元に帰せば、忽ち死に至るは必然なり。而して購ひ以て求め得ず、又自己の精巧を以て造り得べき身軀にあらざるが故に我が物にあらず。因て無我と云ふ。而して天津神及び父母の御蔭の厚き即ち御恩によつて生ひ立ちたる身軀の義務は三恩に報するの行為にあり。三恩とは国家の恩、父母の恩、師の恩なり。師は父母に代りて知識を授け、亦精神教育に關係するものなれば、父母と同一の恩あるものに付、これを是三恩と云ふ。この三恩を服膺して親戚長幼朋友に対すれば交情亘きを^{よろし}得、若しこれ悖りて交誼其当を失へば父母の名を辱かしむるに至る。斯の如く弓矢の道は無我にして三恩を知るを精神の根本とし武術は枝葉とす。然れども諺に根あれば必ず枝ありと云ふが如く、根枝とも講習すべきものなれども、其本末を辨へず^{わきま}んばある可からず。上古はこの精神の修養し、天性の如く履行せしか故に、支那の古

人も我が皇国を称して君子国と云ひ、韓人は神国と云ひしならん。後進の諸子、それを考慮したきことなり。

一、或は云ふ 我には神恩を蒙りしことなしと 此れある哉。神恩とは元來我が国も何れの国も洪荒の世は人間も倫理の道備はず、言行全つたからざりしものならん。支那上古の聖人も動物を五種に區別して五蟲と云へり。五蟲とは裸虫・毛虫・羽虫・鱗虫・介虫 此れなり。人も裸虫なれば、教へと云ふことなき時代は万物の名称及び諸国通用の言葉もなく、諸事皆手眞似身振り等にて情を通ずる迄にて一生を終りしものならん。然るに天地陰陽の精靈なる大御神蹟はれ給ひ、人は万民の靈長なることを認め給ひ、これを生育せんが為め万物の名称及び言葉を設け、これを万民に教ゆるの業を創め玉ひ。数代を経て伊邪那岐命に至つて国家の経営方整ひたるに付、威徳を外国に振張せんと慮り給ふものなるべし。即ち古事記に 素佐之男命に海原を知らせと 詔り給ふとある 是れなり。茲に至るまでの天津神の御苦心は如何斗りか限りある人智を以て測り知るべきことに非ず。然れども恐察すれば、伊邪那岐命は万民教育のため諸国御巡幸遊ばされたることなるべし。其証ともすべき事柄は、古事記に伊邪那岐命 大八嶋國を生み給ひ 然後還坐之時云々と。又伊邪那美命神避け給ひ御體

は伯耆國と出雲國の境比婆の山に葬ると。又日向國の阿波岐原に禊祓みそぎはらひ給ひ後に近江國に多賀に座する。とあるを思へば必ず御巡幸遊はされたるならん。故に万民其御徳を天に等しと尊称して天津神と崇敬し奉りたるものならん。

天照皇太神宮は天津神の御神慮を悉ことごとくく受け継ぎ給ひ、是れを万民に教へ給ふ。其御徳を地に等しと尊称して地神と崇敬し奉りたるものなるべし。右の神々の万民撫育ぶいくに努力し給ふ御慈悲の厚きが即ち神恩にして、我々が身軀の根本たる遠祖神何れもこの御慈悲を蒙こうむむらぬものなく、天津日継ぎ御代代々の天皇の御慈悲の下に我々に至るまで棲息するも皆天津神より引続ぎたる神恩なり。故に我々が祖神天津神に事つかへ奉りたる御心にいたらず、幾代の末に至る迄替ることなく天皇に事へ奉るが神恩に報するものにして即ち忠孝たるなり。苟いやしくも国民たるものそれこれを鑑かんみずんば有る可からず。

一、或は前述の如く無我三恩を固守すれば、国民は束縛を受け自由を欠きて人智発達し難しと云はんが決して然らず。弓矢神の御尊慮を鑑かんむべし。弓矢神とは天照皇太神高御産巢日ノ神たかみむすびのかみ八幡太神宮やおみかみ是の三柱の大御神なり。

天照皇太神又の御名は大日靈貴の命皇御孫の命天降り給ふときに三種の神器を授け給ふ。

是の神器を恐かしけれども 弓矢の道にては左の如く解釈す。古書に云く八坂瓊やさかにの曲玉まがたまの如く曲妙なるを以て天下の政を治め、八咫鏡やたのかがみの如く分明を以て山川海原を看行はし、この草薙くすなぎの劔つるぎを提けて天下を平け 万民を利せしめ給へと。八坂瓊は柔順を表し給ふ。この器の如く温潤に仁徳を以て天下の政事を聞こしめすべし。曲妙なりとはまどかにかがめるを云ふ。道は一定の直きにあらず。事物に随ひ時宜じぎを取る 即ち時に中するの道なり。八咫鏡は正直を表し給ふ。鏡は一物を貯へず、私の心なくして万象を照すに 是非善悪の姿顯はれずと云ふことなし。その姿に随ひ感応あるを鏡の徳とす 正直の本元なり。鏡は素より明を形ちとす。心性明かなれば慈悲決断は其中に在り、鏡の如く分明なる智を以て見そなはしめ給へば、朝に佞邪ねいじやなく 野に遺賢なく 政道素直にして 上下の心能く通じ 万民各其処を得べしと。靈劍は決断を表し給ふ。至剛無欲にかたどりて内に私欲奸佞の心敵を滅し、外に邪惡暴逆の賊徒を誅し、心身政事に至るまで総て正直に潔く自ら威ありて、天下を信服せしめ給ふべしとの大御心なりとす。和なければ人親したしみまず故によく柔なり。威なければ下侮あなどる故によく剛なり。曲れば教行おこなはれず故に能く正直なり。是の大御心を以て天の壁立つ極み 白雲の墜坐 向伏す限りを見霽みはらし照臨し給ふ。

高御産巢日の大御神又の御名は高木の太御神。是の大御神は総ての事物発達することを主に給ふ。

高御産巢日の大御神は別天津神に在し、而して最も尊き大御神なれば、口齒に掛けて曰すいわくも恐かしこけれどもこの場合云はざるを得ず。神名は神々の御功績を御名とし尊敬したるもの如し。高御産巢日の大御神又の御名は高木の神の高は無上に高き事にて、高ければ順て枝葉發達し又実を結ぶ事多大也。これ実は無限の芽生 実發生するの種なり。

如斯かくのごとくこの大神国土は拡張し、人類及び總すべての動物繁殖することを主り給ふ大神なり。故に伊邪那岐命を始め天照皇太御神も尤もつとも大事はこの大神に伺ひ給ふ事古事記に明也。而てこの大神天之若日子に對し給ひ、弓矢を御執をし給ふ事これ又古事記に顯者なり。

八幡太神宮は弓矢を用ひ給ひて外国を征服遊ばし給ふことは聞かざれども、御威徳を弘く

海外に光輝せしめ給ふ故に、高麗くだら 百濟くだら 新羅 支那等来貢せり。又吳国に機はたおり縫ひ等の工女を求められ、これに就きて国民に其業を救へられ、又阿直岐王仁等を用ひ給ひて文教を開かせられ、其他万般に付、国民の幸福を計り給ふは天照皇太神の大御心にして、弓矢の道の真理なるが故に、弓矢八幡と崇拜し奉るなり。それ弓矢神の御尊慮

は斯の如く廣大無辺なり。この大御心に基き博く智識を研磨し文武を励み諸芸を練習し自他の光榮を計るべし。何ぞ束縛を受くるものならんや。而して無我なれば品行方正に義勇奉公、戦時に於ては斃れて止まんの決心に至り易し。これ皆国家のため即ち忠孝義たるなり。

一、右三柱の弓矢神は智仁勇を以て文武を両輪の如く使用せらる。支那の儒者は論語に曰く衛靈公問^二陳於孔子^一、孔子対曰^{そまめ}俎豆之事は則当て、聞^レ之矣軍旅之事は、未だ方を学ばざる也。明日遂に行とあり。孔子は陳の事も知られざるにはあらざれども、世を平和に導かんと努め給へば陳の事は日れざりしならん。王陽明も又礼記語を引用して弓矢を礼樂の器の如く曰へり。明の高穎も射学正宗に著述する所を見るに武器としての説は見えず。これ愚老が不審を懐く所也。又物茂郷徂徠先生支那流に説れたり。又礼記の射義第四十六章に男子生るれば桑弧六蓬矢六以射^二天地四方^一、天地四方者男子の所^レ有^レ事也とあり。天地四方者男子の所有事とはあれども必や儀式的に近かるべし。我一貫流の墓目の法はこれと大に相違せり。又後進射者初段の位に至れば冥途の矢といふ教へあり。又中段の位に至れば躰の矢と称^とへる教へあり。それより順次古実により数種の教へありて精神の鍛錬を主とす。但し初学者に射術を教ふるには、

高穎こうようが説く所の五法によるも可し、よらずとも自然同様の法則あるは勿論なり。何となれば高穎時代こうようより素前、我国に有名の射家盾人宿称、義家 頼政 為朝 教経 其他多数の妙手あるを思へば、昔より教法ありしは必然也。但し古昔は紀伴流と称する射法ありし由なれども、今はその書物もなく 射形も絶へてなければ 如何なりや伺ふに由なし。

一、我が皇国の天つ日嗣つき御代代々の天皇は明つ神に坐しまして、国民を子とし恵に慈み給ふことの証として左に一例を揚げん。古書に曰く、倭の文の直 これは阿直岐が末孫なり。河内の文の首 これは王仁が末孫なり。この両家は前代以来業を継ぎて史官となり、或は博士となる。この両家が毎年六月と十二月の晦日みそかに 天皇の禍災わざいを祓ひ奉る祝詞のりごとの文、左の如し。謹つつしみて請ふ。皇天上帝三極大君日月星辰八方の諸神司命司籍左は東王天父 右は西王母 五方五帝 四時四氣 銀人を捧げて禍災を除かんと。請ふ捧ぐるに金刀を以て帝祚を延べんと請ふ。呪して曰く、東は扶桑ふそうに至り 西は虞淵ごえんに至り 南は炎光に至り 北は弱水に至る。千城百国精治万歳斯の如し 然るにこの祓の詞は皇国に由なきことなり。何か故となれば 我が皇國の道は上下万民等しく敬ひ用ふることにて、只上位に在るもののみ用ふるは我が皇神の意に非ずと。これに依て

廃せられたりと。御仁愛の尊きこと只感涙のみ而已。

一、弓矢の道に入りしものは家庭に於て子弟を教ふるに情に基つくものにあらず。人情を教等超越したる優美なる義勇を奨励するものとす。而して又人の身軀にも高天原ありとす。高は無限に高き而已を云ふにあらず、我より尺寸の高きをば称美したる詞ことばなり。天も無限に高き而已を云ふに非らず、これも尺寸の高きをソラなりとす。空と云ふことに天の字も用ふ空は、一物の障るものなく清浄なるの謂いなり。原は野原 砂原 河原の如く広漠こうぼくなるの謂いひなりと聞けり。然れば心無我にして清浄にして一物の穢けがれなく平等なれば 人の身軀も高天原なり。公明正大の智識あり。至誠にして慈悲あれば、神の御心と同一なるが故に、国民たるものは文明進歩に従ひ、益々国家觀念を基礎とすべし。これ我が国民の本軀なりとす。故に種々の思想に悪化せられ、自己の身体に住りたる尊き神靈を、自ら敬ふの念慮を失ひ 浮薄に流れ 倭民族の美名を辱しむべからず。然るに間には自己の僻見へきけんを以て 恐かしこくも神武天皇は呉の太伯ならんと云ひ、又南洋より渡来せし御方ならんと唱へ、皇威を軽侮し、国民を悪思想に誘導せらむるものあり。これ如何なる心得のものなるや。これ等のものは外来思想に風化せられ、国民の本体を忘れ 忠孝義を欠きたるものなり。冀こいねがわくは我が国民の精神に立つ

歸り、我が皇国は神国 或は君子国と称せられたる時代に顧みて、固有の弓矢の道を

一層磨励し 皇国威徳を赫耀せきようせしめ 世界万国を制服せしむるに努めたきものなり。

一、諺に曰く、一得あれば一失ありと。現今流行の運動競技と固有の武術と比較すれば、国家の為に得失何れとするか、競技に伴ふ精神の修養方は如何なることか知らざれども、推測するに躰育と機敏に進む二つあるのみかと思ふ。武術は教習するに躰育と機敏に進むの行動あり。又五常の道これに伴ふ兄弟良弟てい長恵幼順の道を教ゆるを根本とするが故に、武場を道場とも云ひ、又古歌に誰が為めの名なれば、身より惜むらんはかなきものは武士の道と云へり。これこの身を我がものと思へば、命程大切なものはなけれども、男子の名には替へがたきものぞ。哀れ果なけれども 義のためには一命を鴻毛の軽きに比せよ と云ふことにて、是れを武の本意とし、献身報国の精神を知覚せしむ。又技術に於ては其人の性質にもよれば、何れも必ず上達するとも定めがたきものに付、敢て勝負に拘はるにあらざ。勝負は時の運に任せ、潔く死地に入るの心得を以て、技術を競ふことを嘉よみするものなり。故に勝ちを得んがために見苦し敷振お舞あるを耻はとす。斯の如き主意なるに付、運動や体育のみに解しては 武術の本意と齟齬そごするものなれば、茲に注目し 得失を弁明したきことぞ。

一、諸流弓術極意教授図解と題せる書に云く、墓目の法を修する時は其人を命中せざるも其命を断つと。又云く、世に伝へ云ふ義家が鳴弦して妖魔を退けしんきん宸襟を安んじ奉りたる如き妙所ありと。一貫流は法を以て人の命を断つが如きことは不可とす。又義家は如何なる法を用ひられたるものか知らざれども、或は射術極則に達し精神熟練し其位に至りたる武徳の作用ならんか。只法を修する迄にては何等の効も勿なかるべし。希ねがわくは弓矢の道に熟達し、天地に耻ざるの武徳を修め、其効力を顕はしたき者也。又同書に、箛こ或は矢籠に刺す矢の数は中刺上刺共通して二十五筋なり。稀には十六筋刺すこともありと云ふと。これは一流或は一家のことなるが、望むらくは普通は二十五筋とし、それより多少は人々の意に任すべしと云ひたきものなり。二十五筋と限りては後進の人或は主意を誤るべきか（但し軍陣のときは上刺を要す。主人供奉等の時は上刺を要せず）恐こけれども古事記に、

天照皇太神千入の鞆うつぼを負ひ五百入の鞆を付けとあるを思へば故実にもあらず。矢数は人々の意に任せ幾十筋用ふるも妨なきなり。但し箛えびらに盛る都合によつて四四ししの十六或は四五しごの廿にじゅう又四六しりく廿四以上はこれに準はつばして八八六十四筋も如何程も用ふべし。又同書に鞆の拇指の帽子先きの恰好及び、矢柄の製造方等各流に用ふる処差違ある旨、

詳細に説明せしは注意の行届きたるに感心せり。然るに一貫流は当地の射術家形容に流れ、実用を欠きたるを憂ひて一派を起されし流なれば、礼儀作法に関する事柄の外或は鞆及び矢柄の製作方等は流儀として定むるものに非らずとす。只人々好む所あれば其意に任すこととせり。何故となれば教授図解にも述べし如く、太平記に云く須々木四郎とて 強弓の矢つぎば*1や三人張に十三束二つ伏せ百歩に柳の葉を立て、百矢をはずさぬ程の射手ありけるが、人の解き捨てたる箠 矢籠 胡えびす 籙ろく(本箱)かを搔き抱くばかり集めて、雨の降る如く矢坪をさして射たりけると。戦場に於てはかかる場合あるは予あえて覚悟すべきことなり。されば矢の製作などに拘るべきものにあらず。又弓矢槍劔薙刀等の製造方も熟知すべきものとす。これ若し海外等未開国を占領することもあれば、其職工を養成すべき場合なきにしも非らざるが故なり。只、常射十五間の小的や、三十間餘の大的を射るのみに心を措かざるは、一貫流の意とする所にして 斯の心得を以て時世に応用するの志行ある可きは 勿論のことなり。

一、軍陣の時敵味方互に勇将猛兵なれば矢数多きを要せず。これ接戦に及ぶ事早ければなり。これに反して敵味方互に鈍将弱兵なれば矢数多きを要す。これ接戦に及ぶこと遅ければなり。大体の理は斯の如くなれども、場合により臨機応変あるは無論なり。又

*
「矢つぎばや」は、矢継ぎ早、速射のこと。
「三人張」は、弓力の強さの目安。
「十三束二つ伏せ」は、矢尺の目安。
「百歩」は、距離の目安。
(2007/07/07)

自己の得意の武器は弓矢とすれば矢数は多きを可とす。彼の須々木四郎は自己の負ひたる矢に不足を告げ、人の解き捨てたる矢を集めて射たるが如きこともあれば、矢数は幾十筋と限るべからず。自己の望みに任すべきものとす。

一、弓矢の道に入るものは、常に寸時も油断なく、何事をなすも世の為め道の為めと心を用ふべきものとす。其一例を揚ぐれば古書に云く、山川の狩猟に出づるに六益二害と云ふ心得あり。敢て獲物を貪るに非らず。六益の一つは郡村を徘徊し風説街歌巷説等を心に止め農政の善悪を察す。二つは田畑を荒す鳥獸を狩り取り農民の害を除く。三つは土地道路の遠近陰易山川の形勢を知りて事あるとき政守の策略如何を計る。四つは山川を跋涉ぱっしょうして身体を強健にし日頃芸場に於て学ぶ所の弓銃を活物に用ひ試む。五つは草鞋股引の製より風雨露雪の凌しのぎ方其他の便不便利を實地に試む。六つは事に當つて自身の機転の敏鈍を試む。二害の一つは狩ふ猟に耽ふけり獲物を貪むさぼり土の本務を妄ぼうきやく却すること。二つは武夫の狩猟に出る心得を妄わすれ民力を費やせし田畑を踏み荒して顧みざること是なり。それ武夫の本務は常に人倫の道を切磋し、品行を慎み、心潔白にして君を輔佐し、世人の模範となる責任あるものとす。況いわんや人の師たるものは殊ことに心せずんば有る可からず。

一、或書店に於て近年出版の弓書を読み居りし人あり。傍よりこれを聞きしに 其書に云く、我々が弓矢を携へて射位に進む時の目遣つかひ 足取り等は、実に優美なるものにして 地方にてはこれを花形と云ふと。この地方に流行する弓術は姿勢の美々しきを称美し、外見を意とすることなれば遊技にや。遊技なれば無論武術に非らず。若し營業的なれば可なれども、この弓書は營業的のものに非ず。甚はなはだだ遺憾に堪たへざるなり。但し地方一般のことにあらずして 著書者一人のことなるが、又愚老が聞誤りしか不審しけれども 参考のために茲に記し置けり。

一、礼義の貞の射義第四十六の章に云く、弓矢を持すること審固云々と、これ射術既に群を出たるもの 徳行の概略を観察することを得ると雖ども、これを初学者に教ふる時は 一失無なきにして非ざらんか。何となれば練習の効を積みて 其位に至るを期せず 礼を盡つくさんとして 反つて非礼の形容に傾き、武術の精神を謬あやまるべきか。但し 礼儀作法を教ふるの一端と云はんか。礼儀作法は私に定むるものにあらず。其筋より定めらるることにして、一般に行ふべき礼法なれば 進退の態度 及び弓矢の取扱ひには 礼あるべし。射術を行ふに礼あるべしとは覚えず。姿勢の良否は精神熟練し、射術修行の効を積みば、求めずして自然其位に至るべし。篤とくと考慮したきことなり。

一、孩児ちのみこ 母の胎内を離れんとするを期待し、墓目ひきめの法を授く。この引目の法に産屋墓目屋越引目 客引目 宿直引目 調伏引目 祈祷引目 城移り引目 矢入れ引目の数種あれども、産屋引目と矢入引目の外は説明を要せず。又鳴弦めいげんの法は墓目の法の略式とす。又時処ときどころ場合によつて射放つこと出来ざる時、又射放つに及ばざる時のこととす。産屋墓目は弓道の大事なるが、其法を行ふ場所 及び裝飾物等の設け方は、式作法までのことのみ。法の本旨は神明に誓つて邪穢じやさいを祓ひ、精神堅固たいぜんに泰然たいぜんと立ち、寂然せきぜんと動かず、活眼を開きて眸子まなこまじ眇ろかず、弓矢を取つて射位に進み 射物に向ひ 式作法の如く発射す。この時の射手の心意は我々が祖神天孫きよほろに供奉して、天降り給ひし時の如く、身軀すこや健かに弓矢の道を本躰とし、切つて放つ矢の如く速かに出生せよとの誠意にあり。これ迂遠うえんのことの如くなれども、其資格ある人、熱誠ねっせいを込めてこれを行へば、この精神 孩児に移伝するものとす。但し移伝せずとも 弓矢の道を本躰とすることを教へるの初歩とするは、精神教育の大事なりとす。

但し泰然と立ち は竹木を立てたるが如きは死物に等し。射則に従ひ正直に立つこととなり。寂然と動はず は他の事故のために心迷動せざることなり。活眼を開き は只開きたるのみにては死物なるが如し。譬へば、其は目のあきたる人と云ふが如く、寸分の油断なく心

眼明らかなるを云ふ。弓は陰陽弓を用ひ、矢は八つ目の引目 三本を用ふ。三本は天地人を表す。八つ目と云ふことに種々の説あり。古書に曰く、神代に八の字を用ひられしは、数字の一と十を除き去りて、初めもなく無窮なる義ならんと。又云く、八はヤなり。弥の上略にして 益々無究なるの詞なり。八数に拘ることなく、只目を多く開きたる臺目と云ふことならんと。又云く、八は易に於ては木の数にて 卦に取りては 震なり 雷なり 雷は動いて音を發す。鏑かぶらは木にて動いて音を發するものなれば、其穴を穿つことも八の数を用ひられしと見ゆと。又云く、神代に六ヶ敷理しきを考へ用ひられたることにはあるまじ。只其器具に応じて八つの穴を開られたるものならんと。又云く、八の字は盛んなることに用ふるのみならず、文字の形ちに頭もなく尾もなく平等に左右に開きたるは、大御神の大御心に適當せんが故に、八の字を用ひられしものなるべしと。斯の如く区々の説ありて一定せず。矢入れ臺目は軍陣の時のことなるが 古事記に、天孫天降り給ひときに 天忍日の命みことは八つ目の鳴り鏑をも取り添へて 御前に立ち行き降り給ふとあり。この御神跡に則つとりて八つ目の鳴り鏑に雁り股の鏑やじりを用ひ 矢合せに發射するものとす。且、産屋臺目發射の式作法は、書物あれば茲に云ふの必要なし。

一、弓矢の家に生るるものは、出生するや否やの時期に於て臺目の法を授け、家庭教育と

しては 無我三恩に基き 献身奉国の精神を研磨せしむ。十四才に至れば 一身を義性に供するの責任を有することに付、鎧着初めの儀式を挙ぐ。この式は弓矢神次で祖先の靈位を祭り、精神堅固なることを神明に誓ひ、烏帽子直垂及び鎧えぼしひたたれを着用す。(鎧は冥途の晴衣とす。烏帽子直垂は礼服なり) 烏帽子に冠むるは 弓矢の道を練磨したる親戚、若しくは知己に依頼し、烏帽子親 烏帽子子たることを相共に誓はしめ、然る後 烏帽子を冠らしめ、実地臨戦の心得を教ふ。この時より後は 若し実父其子の行状に不注意のことあれば、烏帽子親、父母に代りて教訓するの責任を有す。烏帽子子の実父と同一の恩人とし、常に恭順す。且つ、乱世は驕兵及び貪兵きょうへい どんへい ぶんへい 忿兵たる戦ひもあれども、所謂乱世のことなれば 度外視しべし。元来戦争の原因は国家的思想争議の結果に起るものにて、恩義のために存亡を顧みず 戦端を開き 作戦の計策は用ふるも 素同胞兄弟なれば 生死を争ふ場合と雖とも、礼儀を乱さず 烏帽子直垂を着用せり。古昔の武士も勇猛なるのみならず、至誠にして友愛の情義に厚きこと斯の如し。

一、古来武たるもの間には 種々の醜態ありしこと古書に見ゆれども、これ等は皆 武夫の本分を誤りし行状ありて、禄を離れ 再度の仕官を望むものの類たぐいか、或は戦国時代又は戦国の餘風行はれ、師範家たる人も 只術の発達のみを計り、武夫の本分たる精神

教育行届かざる時代のことなるは、古書に觀て賢明なることに付、後進の諸子それしんしゃく 斟酌あるべきことなり。

一、一貫流は槍劔薙刀何れの術を教習するも、初歩は業を專わびとし、業調ひて後試合を許すこととせり。劔術は其業を仕ふに真劍或は木太刀にては身軀を害そこなふ畏おそれあり。試合も打込厳しきを嘉よみするに付、総て袋竹刀を使用せり。又試合の間合には接近して討ちを争ふことを不可とす。何故なれば接近すれば既に勝負見ゆるものとす。又は組打ち 或は右手刺に移る術あるが故なり。師は其器量無明住地を放れ、大悟の位に至るを期し、前段の業を教へ 尚練習を積みて 徹底石火の位に至れば、中段の業を教へ 尚其効を積みて 神明千手の位に至れば、免許の業其他種々の心得を教ふ。一貫流劔術は武蔵田明流より出たるものなれば、同一の主意なるべけれども、一貫先生の意見により 大に異なる所あり。田明流は敵合遠ければ切り、近ければ突き、詰る時は打つとせり。委細は重き口伝なり。戒あれば茲に云ふこと能はず。又打ちと斬りと區別せり。これは鋒先三寸内外の打ちは斬れ浅きものとす。これをを打ちと云ふ。鋒先六七寸内外の打ちは斬れ深きものとす。これを斬りと云ふ。但し、当流は何れの業も敵に接近し、勝敗の早きを主意とす。元來武術の本意一個人的のものに非らず。

戦場の業なれば、劔を合せて互ひに白眼合ふ餘裕はなきものとするが故なり。又真理と派出の伝家あることは、旧伝の書に確實著明なるが、この真理と派出の区別は同門人にして、甲は技術劣ると雖ども精神流義に適へば免許を授け 真理の蘊奥うんのうを極めしむ。乙は譬へ技術は熟達するとも精神不良にして 其器に適せず されども事情止む得ざる場合ありて免許を授く 然れども蘊奥を極めざるが故に派出に止まりしなり。

又旧時は審判員を要せず。審判員は角力の行司と同一のものにして、角力は素武人もとより出たれども武術にあらず。遊技にして其勝負に何ん人も知る如く 行司を要するは至当のことなれども 武術は然らず。獲物を携へて勝負を争ふことなれば、打れしものは直ちに心身に感ずるものにつき、自身其意を表し 引退ひきしりぞくべし。茲に至れば何いずれにぞ他の差さ凶を要するに及ばんや。審判員は弓矢の道に悖もとり 精神教育に甚大なる害あるべし。後進の諸子茲に着目ありたき事なり。

一、流伝に云く、後醍醐天皇の時 小笠原信濃守貞宗をして弓馬の道に於ては、一天下の師範たるべき旨勅 詔ちよくじようあり。又足利義満の時 小笠原兵庫助長秀、今川左京太夫氏頼、伊勢武蔵守満忠等に命じ 武家の礼を定めしめらると雖も、応仁の頃より乱世打続き、天文天正の間に至り。旧家或は亡び、小笠原家も衰へて（小笠原大双紙、諸大札、三

儀一統、射御、今川大双紙、高忠聞書 其外 氏春師家伝 小笠原の書と云ふものの類に見へたる所なり。日置吉田の射法も正しくは伝はず。当今普く取扱あまねふ射法も故実も多くは後人の偽作なるべしと。

一、弓術は数流派あれども多くは日置流の分れの由、伝書は 日置流射形口傳の卷 又直し形口傳の卷 又吉田出雲入道公伝 日置流弓の大事 又弓頭書等あれども、これ皆大同小異のみ。又夢中論談の卷及び指南歌百首并ならびに秘伝歌五十首と題せる書あり。

これも日置流の書を和歌に詠したるもの如し。又射法一統 又深秘傳廿一ヶ条聞書等の書あれども、前述の流传を信ずれば流祖より伝はりたる書に非ずして、何人かなんびとの作なるべし。又竹林流大口派には大口子積つぐみ先生の著述せる 射法口訣集百ヶ条 と云ふ書を用ふ。小笠原流も諸流弓術極意教授函解に云ふ所によれば、古書は無くして今世行はるる処の射形は、源昌春の伝歌によりたる者とすと有り。この伝歌は支那の射法、審般勻輕注の五法を和歌に詠したるものにして、これは又流祖より伝はりたる射法にあらず。又射学正宗意解と題せる書あり。これは結城親徳の解なり。一貫流も竹林流大口派より分れたるものにて、この大口派は当県の人、大口子積先生 其当時 当地の射術家形容に流れ 実用を欠きたることを憂ひて 日置流に意見を加へ 一派を起され

しなり。大野又兵衛一貫先生は大口派を継ぎ、この流に意見を加へ故実を添へて師範せられ、これを長男道之助一徳先生に伝へらる。愚老が祖父松尾佐平太主信は一貫一徳両先生の門人なるが、この流を継ぎて一貫先生の評論を無上とし、一貫流と改め門人保坂金右衛門政在に譲る。後ち主信・政在両師の門人井関儀右衛門祐方譲りを受け、この先生一貫先生より四代の師の口授の趣きを述べて、射前に関する観善之卷一冊、又一貫先生の著述なるも未だ完備せざる書に、先代三師の口授の趣を加へ射家の嗜たしなみに関する常射の卷八冊、又温故ノ卷八冊を完成せらる。後ち政在・祐方両師の門人にて愚老が実父松尾元之進主忠譲を受く。後ち祐方・主忠両師の門人、愚老が伯父佐藤清左衛門清治譲りを受け又愚老に伝へらる。一貫流の伝系斯の如し。

一、一貫流弓術の要領は精神胆力射中り射貫強弓射前なり。但し、人は造化のなすところ強弱大小智愚鋭鈍あれば何なん人も必ず上達するとも定め難けれども、心掛厚くして良師に随ひ熱心に練習すれば其人応分に上達するものに付練習こそ肝要なれ。精神修養方は前述数ヶ条の如し。胆力は大丈夫たることにて、これも前述の如し。射中りは云ふまでもなく、中らざれば用をなさず。但し、中りと云ふことに付て

は、冥途の矢と云ふ教へあり。又射中るとも射貫き悪しければ又用をなさず。強弓と云ふは自分の力に過ぎたる弓を強ひて射よとのことにあらず。強弓も射習へば自然腕力増して手慣れるもの也。手慣るれば強弓よきは論を俟たず。射前は元來実用には必要なし。何となれば臨機応変前後左右に発射することを得るに非ざれば、弓術を得たる者とは云へざればなり。然れども射前悪しければ強弓を引くこと能はず。引くとも射中り悪しく射貫きも悪しし。因つて常射初学の練習には射前を先きとす。然れども人々の生れつきによつて腕肩臂とも一樣のものにあらざれば、強ひて其人の不得手なることを師の好む射前に矯正せんとするにあらず。足踏みから発射までの躰勢を教ふるも結局は其人の得手に任せ、強弓も引け中りもよく射貫きよきことを教ふるを要とす。

一、弓矢の寸尺を定むること 諸書に種々の説ありて、或は其人の手を以て定むるものなるが故に、手量りと云ふとあり。或は七尺五寸曲の寸なりとも有りて、一定せざるが、只延喜式に見ゆる所の弓は、七尺以上八尺とあるこそ信用すべき良法なり。愚者が流伝に云ふところは手量に非らず。高計りなり。弓に限らず槍にも刀にも高計りあり。弓にて云へば、引け高を計ると云ふことなり。其法は己が矢束より計り出すことにて

先づ左の手を伸ばし 脇毛の真中に矢の筈を当て 躰は直立に 矢先は上らず 下らず 横一文字に程よく伸ばしたる手に添へ 丈ヶ高指の先き迄の寸を取り それに両乳の間の寸を取り添へて 己が矢束の寸尺とす。弓は己が矢束の二丈たけに 曲尺かねにて二尺を加ふ。矢束と二尺七寸五分とすれば、この二丈たけは五尺五寸なり。これに二尺を加へて七尺五寸なり。餘はこれに準ず。これ 高忠聞書 と 射御の卷 の二書に見ゆる所と相似たり。然れども何れの頃よりか、或は秀次時代よりと云ふ説もあるか、当今の弓は二寸を減じて七尺三寸なれども、この丈たけの弓は六分七八厘以上の裏反り高き弓なれば、矢束二尺九寸以上は引くこと適はず。引けば必ず破損すべし。因つて鉾延びて制せずんば有るべからず。但し 裏反り低きが分薄すければ可なるべし。又 矢束を手量りすると、人によつて身長みたけの割合ひより手の長きあり 短きあり 又 肩幅の広きあり 狭きあり 又 掌の幅及び指巾の広き狭きあり。これによつて手量りと云ふことは、何れの人にも用ふべしとは云へざるならん。

一、弦を射切りたる時、本輪を解きて捨つることとす。口伝に云く、弦を指して後ち本輪を造り、初めて弦の名あり。これを弓に用ひて産屋藁目の法を初め 弓徳を顕はすものなれば、軽々しく取扱うものにあらず。輪を切つて素の麻として捨つるものとす。

但し、麻は同胞兄弟の労力を費やして製造したる品なれば、素の麻となしたる後は、便利のことに使用するも可なり。人々の意に任すべしと。これ等の理も能く能々熟味すれば、神器を重んじ又同胞兄弟に対する情儀の深密なるは、陰徳と云ふべきものか。この条は先人の著書に所見なければ参考のため茲に記す。

一、生弓は名称のみ伝はりて其器伝はらざれば、如何なる弓か明確に知り難し。然れども口伝に云く、今当も云く所の 生酒 生渋 生醬油 生酢等の名呼は古代の名残りなるが如し。因て考ふれば、生弓は弓勢活然たる称号ならんかと。これ又先人の著書に所見なければ参考のため記述せり。

一、箛 或は 矢籠の使用方も先人の著書に所見なきに付き、口伝を述べて参考に供せん。曰く、箛 或は 矢籠に矢を盛りて脊後に負ふは云ふ迄も無きことなるが、防ぎ矢其他急速に発射を要する場合に於ては、箛にても 矢籠にても 右の脇の下成る可く、前方に引廻して使用するものとす。これを箛活法と云ふ。負ひたる俣にて使用するを箛死法と云ふ。

一、当地方に於て弓術の極意とするは左の三ヶ条なりし。

一、産屋暮目

前に述べし如し

一、鞞の緒止め三ヶ条

現今に必要なかるべし

一、矢搦^{から}み 数ヶ条の中一本搦^{から}みを参考伝とす

これも現今に必要なかるべし

ノ

一、躰の矢

これも旧時は大事としたることなれども現今には必要なかるべし

一、冥途の矢

一、相引キノ事

一、添楯の事

一、掛ケ物ノ事

これは弓槍劍術供に用ふることとす

右の四ヶ条は現今の戦時にも或は応用出来得べきか。

一、弓術は前述の如く精神の修養を第一とし、これに伴ふて胆力の練磨を専一とすることなれども、初学者にして胆力の練磨不足のものは大会等の場に臨み 心気動揺し 或は凝縮して技術調はざるものなり。これを防がんとするは、先づ態度を正しくし 気を養ふに在り。気を養ふは会場に臨んで呼吸せま逼らず 太息を継ぐべし。太息を継げば、心気平穩じよかんに舒緩なるべし。舒緩なるは氣治る可し。これ弓術のみに限らず総て武術に應用すべきことなり。これより以下一貫流弓術常射の心得を述べて参考に供せん。躰の矢は現今に必要なはなかるべけれども 心に浮びこの伝に関する秘歌ならび并に冥途の矢の伝歌を記して参考に供せん。(但し大口派ノ伝歌)

弦も切れ矢もたき盡きて弓もなき
一筋残る躰の矢を忘れ
躰の矢は死んで冥途の土産にと
残す心を深く案せよ

弦も切れ矢も折れ盡きて弓もなき

一筋残る躰の矢を忘れ

躰の矢は死んで冥途の土産にと

残す心を深く案せよ

本来く弓矢を折れて躰もなく

とき一筋の躰の矢の傳

差し向ひ生死を分かつ一筋を

放さず持ちていかで勝なん

一筋を放つ時こそおしからめ

薄き氷か生死一重か

狙う物に先中らぬは下手なりと

言ふは修行の内にこそあれ

勝負するその一筋の矢をおいて

外るる事は無きものと知れ

本来は弓矢も折れて躰もなく

とき一筋の躰の矢の傳

差し向ひ生死を分かつ一筋を

放さず持ちていかで勝なん

一筋を放つ時こそおしからめ

薄き氷か生死一重か

狙う物に先中らぬは下手なりと

言ふは修行の内にこそあれ

勝負するその一筋の矢をおいて

外るる事は無きものと知れ

本来は全文を万葉仮名にて記載すべきが、濁点を持つ文字等、無理に漢字にしない方がよさそうな文字もあるため、現代ひらがたと読めない物にのみ行った。(2002/06/12)

性行録

一 一貫先生の性質并に行状を察するの一端ともなつては武辺

徒然草と題せる書物に載する所及び言伝への趣きを左に述べし。

一、先生は弓 槍 薙刀 劍 この術の一派を起され 又故実の師範せらる。居合も師範せられし書物は伝はらざれども、一派を起されたるには相違なし。即ち愚老が伝を継ぎし水野流一貫派これなり。又鬱散うつさんの為には蜀しよくの諸葛孔明も琴を弾ひきしたる由なれば、耻にも非らずとし 好んで大和琴を弾しられ 至つて上手なりし趣 言ひ伝へたり。其故か 臥琴と號よびなせらる。

一、先生幼時の言に、世人云ふ 産婦あれば狐来つて災ひを為す 故に、この災ひを除くが為に墓目の法を行ふと。これは至つて不当のことなり。弓矢は神器なれば 狐如きの相手に出すものに非らず。狐の相手は犬が相応なりと。

一、愚老が中年時代迄、鳥取市外に古海の松原と唱ふる土手下に馬場あり。先生壯時餘暇よかあれば一寸弓と雁股矢を携へ、この馬場に臨み 遠射を試みられ、又或時は稽古竹刀を携へ出てて、この松原の松一本宛に打ち 或は突きて手の中を鍊きたえられしと。

性行録は安岡信義氏所蔵の
同書（河毛先生直本の写本）
より収録(2002/06/12)

一、先生或日 從者一人を召連れ 登城の途中、床屋と唱ふるかみゆい髮結業のもの 金盥かねたらいの水を往來に捨つ。其水先生の半身を浸す。從者これを叱して云ふ、最少にて旦那にかかるてあつた以後氣を附けよと。先生見向きもせず引返して帰宅し、從者の言を大ひに賞美し、而して衣服を改め 登城し 君用を終つて帰宅の後 床屋を喚よび付け 懇々戒めて云く、今日のこと 若し予が短氣者なれば手討ちにもなすべきことなるぞ。然れども 予も其方も職分に相違ありて 自然の高下はあれども、天地の目より見玉ふ所は 予も其方も同じ人間なれば 其方非常の死を致さば 神明は歎なげき玉ふべし。又其方も過ちのことなるべし。予も武士道の穢れと云ふ程のことにもあらざれば この俛さしやに差赦す。然りとも其方等同業者以後の為めなれば 申合せ室内に水走りを構造して 其所に水を捨つることにせよ。必ず向後水を道路に捨つ可らずと。これより後 床屋業の者一同にこの趣を實行せしと。

一、先生 槍術 薙刀は井尻庄右衛門先生の門人なるが、或年武者修業の者 井尻氏を訪問し、而して試合を請ふ。井尻先生門人数輩を撰出し、試合を致させらる。然るに一人も修業者に及ぶ者なし。修業者満悦して宿所に帰る。井尻先生一貫先生を喚よんで云ふ。今日の試合、他の者は兎に角、其方一人は必ず勝ちを得ると思ひしに、如何にしたの

かど。一貫先生云く、彼れに仕勝つは容易きことなれども、彼れは諸国を修行し勝ちを得は名譽とし一生の樂みともするものに候はんか。又或は仕官を望むものかも計かれ申さず。然るに仕負せは、彼は一生の樂みの疵きずとも相成候はんか。私は仕勝ちても名譽とも仕負けても耻とも存じ申さず。因て勝を譲りたることに候と。井尻先生叱して云く、それは其方一人のことなれば兎に角、この道場の名譽に拘はる已ならず、池田家の御名にも関係することなるぞ。屹きつと度思慮すべしと。一貫先生云く、成程左様御教訓を頂けば面目がありません。池田家に迄とは思はぬこと候ひし。然れば再度の試合御許可を願度候と。井尻先生然ればとて其翌日修業者を招待し、一貫先生と再度の試合を望まる。修行者託して立合しが、十本餘りの試合に修行者一本も勝つことを得ずと。

一、何年頃のことなるや不明なれども、如何なる事由ありてか一貫先生著述の書物 徳川將軍の手許に納りしことありと。將軍其書に大ひに感せられ、池田候參勤の時、御物語の席にて、貴方の臣大野又兵衛は何程の禄にて何役を御申附かと。池田候答へに彼れには五百石の禄を與あたへ物頭役を申附居候と。(実はこれは其時の御作り言也)將軍仰せに五百石に物頭位にては惜しきものなり。予は申受度思ふ賜はらば側らに侍

へらせたしと。再三の御懇望ありしを池田候強してこれを御断ありて由、右は言ひ伝へのみにて書類もなければ、事実なるや否不明なれども物頭格にて足輕二十人預けられしことあるを思へば必ず事実なるべし。

一、右等のことも有りし故か、旧時は当地方にて一貫先生を武道の聖人と称美せし由、云ひ伝へあり。

一、世には種々と流行することありて、其種の善悪を取捨するは人々の意にあるのみ。然れども古語に上好む所あれば、下必ず甚しきことありと云へり。この上と云ふは一人のことにあらず。総て一部或は一家の長たる人も皆上なるべし。支那も上古より近古を通して学問の盛んに行はれしは宋の世と聞けり。其宋の仁宗皇帝が古文前集に載する処の勸学の文に学なきものは糞土ふんどに劣るの言あり。これも不当の言ならずや。

人しとして人たるの道なきものは糞土がくもんに劣ると有ありたり者也。民の父母たる皇帝が流行の孝問がくもんに耽けり孝なきものは子と思はざりしなり。これに反して子夏は曰く、父母に事るに能く其力を盡し君に事るに能く其身を致し朋友に交るに言而信あらば、未だ学はずと曰ふと雖とも吾は必ずこれを孝ひたりと謂はんと。子夏は孔門の学者なり。仁宗皇帝も学者にして斯の如き反対の言あり。然れば何事に限らず流行す

ることに随ふは止むも得ざる場合も有るべし。然れども其善悪と程度を辨へ取捨するに非ずれば、大なる弊害も起らん。総ての職工が物品を製造するに善良ならんことを欲して熱心を込めるも 自分の意の如き品は容易に出来ざるものと聞けり。人の師たるものが後進を教導するも同事なるべし。然れば其教師たるものとして世界の大勢とか時代的人情とか喋々ちようちようと論じ、新思想に推移するを主とすれば 固有の武道を如何んか。冀こいねがはくは国民一般に弓矢の道に入り 精神の練磨に努め 一層文武を励み諸芸を鍛錬し、彼の神国 或は君子国と称美せられたる時代の如く、皇国の威徳を海外に振張せしめ、万国を制服するを目的としたきことを切望の念に堪えず。斯の如く述べ置けり。

一、年寄の癖に 愚かにも武徳涵養かんようと云ふことに付て、同じ主意なることを操し返し、又一言せんと恐れ多きことながら、

先帝陛下軍人に勅諭遊ばされたる五ヶ条の中に、軍人は礼儀を正しくすべしと御示し遊ばさる。古昔の武士の礼儀を重んずることにて 既に続日本記に紀の朝臣真道（中略）射礼の容儀を伝ふと。又大同年中從五位の上伴の宿称和武多磨 亦此法を伝ふ由つて後、世の武士長く彼の両家の法を効なほふと見ゆ。されば八幡太郎義家が安倍貞任に対す

る行為の如き 又薩摩守忠度が戦死の横様の如き 又悪七兵衛景清三保の谷四郎と勝負に及び三保の谷太刀を打折りし時景清が行為 其他是に類似する行動を取りし将士数多あれども、一々枚挙するに^{いとま}遑あらず。右は礼儀を重んずるより起りし挙動ならん。又旧幕時代より愚老が壮年の頃まで礼法を称して伊勢流、小笠原流と云へり。当藩の学校尚徳館には藩公の命を受け 岡仲次郎、中山涌彌の兩名 礼法の師範たり。右礼法は鎌倉時代より引続き用ひられし礼法にて、伊勢氏も小笠原氏も武家なれば武士の礼儀を重する^{しよつこ}證據とするに足れり。然るに近年は礼儀 即ち弓矢の道襄へ外来思想に惑ふものありて 我国未曾有の事件^{ほつぱつ}勃発するに至る。そは昨年関東地方の大震災を利用せし大杉等の挙動の如き 又旧冬は^{かしこ}畏き^{あた}辺りに大不敬を働きし悪漢を 我が同胞より出せしこと 言語に述べ難く、遺憾千万にして 憤慨胸に満てり。これ皆国家に対する礼儀を失ひしより起りしものなり。恐れ慎むべし。総て人は善悪ともに一旦習慣となれば、これを改めんとするも 動もすれば 其習慣に傾きて 容易に改め難きものと聞けり。今世は全国皆兵の御主義なるべければ、国民たるものは礼儀に心を寄せ、天性の如くに精神を養ひたきものなり。又武術は何れの術を教習するも 師は仕合の強きのみを賞するに非らず。仕合の強きのみにては 其師一人限りのものにして、其

門人に如何程器用に熱心なるものありとも 其師より上達のもの出ざるものと聞けり。
師は人格を第一とし 仕合はたとえ仮令弱くとも 一流の業の真理を極め 其業を門弟に精くわしく
教れば 其人の熱心 及び器用によりて 師より上達のもの出来得るものと聞けり。
然れば、師たるものは言行を慎み 礼儀に悖もとららず 業を研究し 門人を教ふるに幾重いくえ
にも懇切にし 自分より上達の門人を養成せんと志し、国家に報するの念とすべし。
これ師たるものの職分なれば 斯道に志ある青年諸子は心有るべきことなり。又人に
師たるを望まずとも 何れも期して 大にしては社会の模範となり、小にして一家の模
範となるものなれば 宜敷よろしく考慮すべき事にこそ。

大正十三年一月十六日記し置く